



要領第 5 の 2(2)

令和 8 年 3 月 15 日

(派遣元事業所名)  
株式会社〇〇 御中

(派遣先事業所名)  
△△株式会社 北海道支店

延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知について

労働者派遣法第 40 条の 2 第 7 項に基づき、下記のとおり、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を通知します。

記

- 1 派遣労働者の就業予定の事業所名  
△△株式会社 北海道支店  
札幌市中央区××-××
  
- 2 上記事業所の延長後の抵触日  
令和 11 年 4 月 1 日